

民間資金等活用事業推進委員会  
第10回計画部会  
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第10回計画部会  
議事次第

日 時：平成29年11月13日（月）15:00～16:57

場 所：内閣府本庁舎3階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）第9回計画部会（10月23日）における主なご意見等

（2）地方公共団体・民間事業者等有識者ヒアリング

3. 閉 会

○森企画官 それでは、お時間となりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第10回計画部会」を開催いたします。

事務局の内閣府民間資金等活用事業推進室の企画官の森でございます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日なのですけれども、計画部会は、構成員が13名おりまして、今、7名の委員、専門委員に御出席いただいております。後ほど石田専門委員が見えられることになっておりまして、定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

また、本日は、民間資金等活用事業推進機構のはんだ代表取締役社長に、オブザーバーとして、御参加いただいておりますほか、議事のとおり、地方公共団体。民間事業者等、有識者へのヒアリングを行うため、日本PFI/PPP協会の会長兼理事長の植田様と川西市都市政策部公共施設マネジメント室長の井上様にも、メインテーブルに着席いただいております。

それでは、以後の議事につきましては、宮本部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○宮本部会長 それでは、議事に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

議題「1. 第9回計画部会（10月23日）における主なご意見等」につきまして、事務局から、御説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いします。

○森企画官 それでは、資料1に基づきまして、御説明させていただきます。

資料1は、第9回計画部会における主な御意見等ということでございます。

1ページ目をめくっていただきまして、1ページ目と2ページ目は、前回の議論というよりは、復習になるのですけれども、この部会で、今、何をやっているかというところでございます。

1ページ目は、前回から、既にお示しさせていただいておりますけれども、本年内に課題とか、論点などを御審議いただきまして、それを本年度内に取りまとめた上で、年明け以降に、推進方策について、御審議いただくものでございます。

主な論点として、大きく3つ掲げております。

多様なPPP/PFI手法の活用、その活用に向けてということです。

公的不動産における官民連携の推進に向けてということです。

もう一つが、案件形成の推進に向けてというところでございます。

そのために、2ページ目なのですけれども、計画部会は、年内に3回ということで、前回、第9回計画部会ということで、4名の方々に御意見をいただいたところでございます。

本日は、第10回計画部会ということで、ここにあります5名の方々から、御意見をお伺いしたいと思っております。主に論点2と論点3の2点から、御意見を伺えればと思っております。

12月12日に次回の計画部会ということで、ここで取りまとめということで、PPP/PFI推進に当たっての論点整理でございます。

次のページ以降の資料が、主な御意見になっているのですけれども、それに本日の議論を加えたものをもとに、原案を作成したいと考えております。

3ページ目と4ページ目が、前回の部会の主な御意見等ございまして、3ページ目が主に論点③の案件形成の推進に向けてのところございまして、課題、論点の御審議なのですけれども、課題といっても、推進方策について、いろいろ御意見を伺いましたので、左側に課題で、右側に推進方策の方向性ということで、書かせていただいております。

大きく課題で3つ挙げていまして、1つ目が、国の情報発信・施設管理者の理解不足ということです。

官民双方における人材不足です。

最後に、制度や国の推進施策等の枠組みにおける改善余地でございます。

それぞれ一番最初の情報発信とか、理解不足の件では、必要性、有効性が認識されていないといったことですか、やり方がわからないといったところですか、不安ですか、地元業者等の反対ですか、潜在的な市場参加者へのアピール不足、こういった課題があるのではないかと御意見をいただいたところでございます。

そこで、推進方策の方向性ということで、ここも個別のいろいろな推進方策の御意見をいただいたところでございますけれども、大まかに言いますと、強いメッセージを発信することといったこととか、自治体への啓発・教育といったこと、成功事例の横展開といったこととか、民間事業者の参入意欲の刺激といったような御意見をいただいたところでございます。

2つ目が官民双方における人材不足という点では、専門人材の質・量的な不足ということと、限られた職員数ですか、目標がないという御意見をいただいたところでございます。

それに対して、専門人材の共有ですか、人に頼らない仕組み、効率的な庁内体制の構築といった方向ではないかということをお願いしたところでございます。

3番目は、制度の改善余地ということで、制度の有効性・柔軟性に課題と多様な潜在ニーズに対応できていないのではないかとということです。

その方向性としては、そういった有効性・柔軟性を改善する制度設計ということで、新たな運営権事業の可能性ですか、手続の簡素化といったこと、あとは、優先的検討の仕組みの見直しといったこと、バリューアップ型・混合型・広域共同利用の推進等と、そういったところもあわせて、推進が必要ではないかという御議論をいただいたところでございます。

4ページ目は、多様なPPP/PFI手法の活用、裾野拡大に向けてというところでございます。

こちらは、これまでの一定数事業を実施された分野は、給食センターですか、いろいろな空調設備などがありますけれども、今後、それに加えて、今、人口減少ですか、公

共施設の老朽化ですとか、財政が厳しいといった中で、新たに推進が図られるべき分野として、収益増による採算改善を図るバリューアップ型ですとか、特に運営赤字となっている混合型ですとか、広域共同利用型、こういったものが必要ではないかという御意見をいただいたところでございます。

本日は、これに加えて、さまざまな観点から、課題なりといったことを、御審議いただければと考えております。

説明は、以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、あるいは御意見等がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっとボリュームが高過ぎるのではないですか。ハウリングしています。

根本さん、お願いします。

○根本部長代理 まとめ方なのですけれども、皆さんからいろんな意見が出されていると思うのですが、それをまとめるとうなるということで、まとめた瞬間に、本来、もともと持っていたメッセージがすごく弱くなっているような気がして、どんなことがありましたか、これとこれをこういうふうにまとめましたというのは、これは、こういう理由で、ここでは議論しないとか、そういう仕分けの過程を見たい感じがします。

そういうふうにしていただかないと、言っても、結局、残らないということだと、この委員会の意味がなくなってくるような気がします。

○宮本部長 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。

この取りまとめは、1回目ときょうの2回目の分は、3回目で議論するという形になっていますので、3回目の資料までには、そこら辺の整理の仕方も、もうちょっと御検討いただくということで、お願いできればと思います。ありがとうございます。

それ以外にいかがですか。江口先生、お願いします。

○江口専門委員 ありがとうございます。

前回、欠席してしまったので、申しわけなかったのですが、私は、昔から言っているですけれども、ピアプレッシャーというのですか、隣の自治体はやっているのですが、うちはやっていない、そういうプレッシャーがないと、大きな力、要するに静止摩擦を動摩擦に変えていくような、最初の押し出しのところができないのかと思っていまして、前から申し上げているとおり、全国自治体の白地図をつくって、やっている自治体は何件、やっていない自治体ゼロと書いて、公表していく。

そういう形でやれば、単に恥ずかしいからというのではなくて、隣がやっているなら、隣の自治体さんに聞いてみようとか、そういう動機づけにもなるのではないかと思いますので、頑張っているところは頑張っているということで、表彰してあげたほうがいいと思いますので、夏休みの宿題と同じと思っていまして、何らかの動機づけがないと、進まないのではないかと思いますので、改めてピアプレッシャーを御提案させていただきたい

と思います。

○宮本部長 ありがとうございます。

4 ページ目では、多様なPPP/PFIということで、裾野拡大に向けてというのは、1つの論点なのですが、下にありますのは、これまでやってきたところ、やっていないところもありますことも忘れないということだと思います。ですから、課題として捉えて、それに対しての対応という形で、今のような話も進めていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしければ、次回のメインテーマにありますので、取りまとめも含めて、事務局でいろいろと進めていただければと考えております。

それでは、きょうの本題に移りたいと思います。

議題「2. 地方公共団体・民間事業者等有識者ヒアリング」に入らせていただきたいと思っております。

きょうは、5名の方にお話をいただく形になっております。

主には、論点2、公的不動産の活用を中心に、論点3は、案件形成の推進ということでございますけれども、御出席いただいております方々に、それぞれ15分程度で御発表をいただければと思っております。

連続して、御発表いただいた後に、まとめて質疑の時間をとっております。

タイムキーパーは、事務局で行っていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

きょうの順番は、議事次第の下の資料番号の順番という形で、進めさせていただければと思っております。

最初に、浅野専門委員から、御説明をよろしくお願いいたします。

○浅野専門委員 よろしくお願いいたします。

た具体的な御意見をということでしたのでこれまでの実績を踏まえて説明させて戴きます。建設業が取り組んでいる案件の特徴としましては、新設、特に大型の公共施設整備を伴うPFI事業が主になると思っております。ただ、初期のころはサービス購入型が大半でありましたけれども、最近では、併設事業あり、あるいは定借型のPFI事業にも取り組み始めております。私ども清水建設では、過去30件近くのPFI事業、SPCを立ち上げております。

組織としましては、SPC設立、いわゆる優先交渉権者の立場になるまでの作り込み部隊と、作った後、SPCを管理する部隊という大きく2つのセクションから構成されていまして、その双方にこれまでのPFI事業で感じた課題をヒアリングし、私の責任において、本日の資料をまとめたものでございます。

8つほど論点がございます。

(1) 税負担の免除、履行保証の免除について説明致します。PFI事業が進むにつれ、自治体側の制度、仕組みが徐々に定着してきたせいもあるのか、最近予定価格（上限価格）がかなり厳しいものが増えてきていてサービス水準の範囲内でしか提案できないという状況になっております。例えば清掃は、週3回を2回にする、ただし、こうすることで、水

準を落とさずに2回が可能になるというような提案で、サービス水準を落とさずコストをダウンしてどうにか予算につけるという手合いのPFI事業が多くなってきています。

その対策として、予算の積み上げをもう少し実勢に合う形で作っていただく、もしくは民間事業者が負う税金（法人税等）ですとか、履行保証にかかわる金額を免除していただくような施策を講じていただけないかということでございます。

次に（2）附帯事業（民間収益事業）と本体事業の分離でございます。

PFI事業は本体事業と附帯事業が不可分の事業の建て付けになっていまして、同一事業者、同一事業期間が前提条件になっています。従って、検討段階で採算性の悪い附帯事業などがありますと、本体事業にどうしてもリスクが残るということで本体事業の取り組み自体も見送らざるを得ないという状況のものが出てまいります。

提案として、本体事業の期間では附帯事業の投資回収が難しい、例えば回収期間の長い事業はリスクが大きいので借家によるコンビニ等の設置によってリスクを低減するなど、消極的な対応にならざるを得ないケースがあります。

その対策としまして、本体事業が中止・解約になっても、附帯事業は継続できる、あるいは附帯事業から撤退しても、本体事業が継続される。本体事業の事業期間にかかわらず、附帯事業は採算性が確保できる期間を提案できるとか、そういう配慮をいただきたいということです。

最近では、安城市の市街地拠点整備事業のように、本体と附帯、事業者を分けて、提案することができるなど運用が一部緩和されている事業が出始めておりますので条件の緩和措置を全国に展開していただきたいと思っております。

次に（3）定借料設定の弾力的運用についてでございます。

借地料の設定根拠は条例で決まっています、それを下回ることができないということで、公式的に借地料が決まるケースが多いようです。郊外とか、地方ですと借地料を上回るような事業が少なく応募を見送らざるを得ないようなケースがあります。地域性を勘案した望ましい用途の提案が、逆に難しくなっているという不具合が出ております。

都心部ですと、定借での分譲、賃貸マンション、ビル事業等、これは、逆に借地料の高さを競うような条件設定が可能なのですけれども、土地のポテンシャルの低いところの借地料については、御配慮をいただきたいということがございます。

また、入札段階で提示されております借地料ですが、あくまでも参考価格ということで、実際には、優先交渉権者が決定した後に正式に決まるものですから、借地料の増減リスクというのは、民間側に残ってしまう。そういうことがないように、御配慮いただきたい。

本体事業の目的にかなう範囲で、借地料、行政財産使用料を軽減するほか、契約金額の変動リスクは、公側が負担、もしくは民間負担部分の軽減を講じてほしいということです。

その次に、定借事業の用途・内容を重視する場合は、利益還元法や民間事業者提案による借地料の設定を可能とするとか、逆に借地料を重視する場合は、事業途中での内容変更を許容する自由度を持たせていただきたいということが、改善提案でございます。

(4) 施設管理権限の拡大でございます。

特にBT0の場合ですけれども、運営後に、発注者や施設管理者から、民間事業者に求められる行為、要望が多く発生することが多々ございます。民間事業者には、管理権限がありませんので、公共側で決めていただければ、民間側として支援、サポートできない部分の業務が多数残っております。その取り扱いについて、官民双方で、いろいろ協議する場面が多くなってきているということがございます。

対策としまして、民間事業者に施設管理権限を移譲するとともに、民間事業者にも、施設を活用した収益機会、賃貸収入、あるいは広告収入などを与える。電気、ガス等の需給契約の権限を、民間事業者に委託するなど、リスクとリターンの機会を民間事業者に委ねることも検討していただきたいということです。

端的に言いますと、民間所有のオフィスビルに、公共機関がテナントとして入居するという可能性まで、検討していただくと民間の参加意欲もかなり高まっていくという気がいたします。

次に、裏の頁で(5) 契約の適正運用になります。

PFI事業の中では、契約上の解釈をめぐる、それぞれの案件で、多様な協議が日々行われているのが実態でございます。例えば4行目でございますけれども、合理的な増加費用の範囲は具体的にどこまでの範囲か、著しいという言葉の定義、こういったものに関する協議そのものが発注者である公共側と民間事業者双方の負担になっているケースが多いようです。

契約は、あくまでも当事者間で、協議・合意するのが原則でありますけれども、PFIの場合は、民間事業者が司法に訴えるというのが、非現実的であり、結果的に民間企業がその辺の負担を強いられるケースが多いように感じます。例えば一例を申し上げますと、庁舎のPFIですと、当初想定した以上に庁舎との中での引っ越しですとか、間仕切り変更等が多く、また大臣ポスト、補佐クラスの方が増えるとそのたびに改修が必要になるとか、通常のビルよりも改修の頻度が高いことが分かって来ました。一式で契約している場合には頻度に関係なく民間の負担になってしまいます。契約途中からでも、想定を越えてきて、それを越える場合の費用は公共側で負担戴くような弾力的な運用を御願いしたいと思います。この類の問題はいろいろ起こっているということをご理解いただきたいと思います。その対策としましては、こういった協議事項に対して判断して戴ける駆け込み寺のような機関を設置して戴ければ無駄な協議時間が減らせることになり取り組みやすくなる気がいたします。

(6) 事業延長オプションの設置です。

最近、PFI事業の中で事業の終了を迎えるものが出始めています。事業が終了した段階で運営、維持管理に関する各業務が、公共から直接個別企業に発注されることとなります。公共側の担当者にとっては、管理及び附随する個別事業の発注、契約業務の増加が発生して煩雑な業務に混乱されているように感じますし、一方、個別業務を受ける企業にとって

は、都度、見積もり、契約業務が発生し、習熟効果が発揮できないという問題が発生しています。

また、事業開始のころは、終了時点、終了後のことについて細かくは検討できていないケースが多く、事業を終了した途端に修繕工事が新たに発生しないように、事業終了前に施設保全に関する過度な要求があったり、あるいは終了後の個別企業への入札要綱、あるいは見積もり書類の作成など、無償で協力を求められるというケースが出始めているということです。

事業の期間の延長のオプションがあれば、民間にとっても、選択肢がふえるということで、魅力になるのではないかという感じがいたします。最近、コンセッション事業では、事業期間延長オプションをつけるものが出てきておりますけれども、延長オプションが初めから与えられていると民間側も経験を踏まえたいろいろなアイデアが出しやすいですし、官民でお互いにメリットある選択肢が出てくるという感じがいたします。

次に（７）流動化への対応でございます。

これは、そのものなのですけれども、現状、PFI事業では、代表企業の変更は勿論、構成員の変更やSPCからの脱退を現実的に実施できないことがございます。昨今金融投資家によるインフラファンドなどが蘇生されて稼働済みの事業の購入を進めてきているという実態がエネルギー分野ですとか出始めていますが、今後、PFI事業を拡大していく、あるいはプレーヤーを増やすという意味でも、いわゆる二次市場の育成ということ避けて通れず、それらの準備を進めていただきたいと思っております。

具体的には、施設整備の割賦債権を切り分けて、本体事業と運営事業を分けるような方策が、これから必要になってくるのではないかという気がいたします。

最後に（８）自治体の業務代行制度の創設（提言）でございます。

かなり大胆な発言でございまして、専門家の派遣制度ですとか、いろいろな施策は打たれておりますけれども、自治体としてのPFI事業の経験の有無以前に担当の方の知見、レベル差がPFI事業の普及に影響することが大きいように感じます。担当者にとっては議会、地元企業対策等々あって、腰が上がらない、大変だという気持ちが強いのではないのでしょうか。

そういった意味で、対策のところですが、先行する自治体、あるいは上位の自治体、第三者機関が、議会の1回の議決で、業務を代行するような制度を設けてしまう。そうすることによって、結果的に自治体の広域連携事業なども進みやすくなる感じがいたします。

以上でございます。

○宮本部会長 浅野さん、どうもありがとうございました。

次は、財間専門委員から、御発表いただければと思います。よろしく申し上げます。

○財間専門委員 それでは、資料に基づいて、御説明をしたいと思います。

1枚目は表紙なので、そのままめくっていただきます。

5つほど、項目として上げておりますけれども、お話といたしますか、お伝えしたい点は、

大きくは2つです。

1つ目は、1. 成功事例に隠れてしまう改善点とタイトルをしていますけれども、PDCAの1つの方法論的なところかもしれませんが、内閣府さん、国交省さんほか、PPP/PFIの成功事例をいろいろだしていただいているのですが、その中にも、恐らくもうちょっと改善すれば、もっとよかっただろうという点が隠れているのではないかという問題提起です。

民間事業者が見送らざるを得なかった理由を、もう少し収集分析できないものかというところで、この下に、数字が意味するものというので、数字が矢印で並んでいますが、議事録等の関係もあって、固有名詞を出すのは、はばかられたものですから、こういう形にしました。

アも、イも、それぞれ具体のプロジェクトで、数字は企業数というか、検討していた企業の数、もしくはグループの数と考えていただいて結構です。

アは、10、26、23という20を超えるような数の方たちが検討していたのですけれども、最終的に参加表明したのは4で、応札をしたのが1だけということで、結局、26とか、23というのは、何グループで構成されているかという意味でいうと、少なくとも6グループや、そこらはあるだろうと考えても、最後、応札したのは、1グループだけということになってしまった理由は、どこにあるのだろうという見方ができないかという意味で挙げています。

イは、プロセスとしては、良いプロセスを経たと思っていますのですけれども、サウンディングを16して、その中で、提案の実現性が高い4グループを、追加でいろいろヒアリングをかけられて、結果、きっと3つは手を挙げるだろうと思っていたら、2つ手を挙げてくれましたという事例なのですけれども、これは、イギリスにもある競争的対話の方式の似たような方式を、うまく導入されて、提案の中で、民間も、今回はおよろというところもあったでしょうし、プロセスとしては、非常にわかりやすいと思ったのです。

16から4に減ったときの理由というのは、個別に通知しているのかもしれませんがけれども、公表はされてなさそうだったので、こういうものは、どういう理由で4分の1に減ったのかとか、あるいは4から、結果的に2になったのですが、途中でおりられた民間さんというのは、どういう考えでおりられたのかということ、抽出できないかというのが、問題提起です。

もう一つ、お話したい点は、3と4も関連していますけれども、私どもが、PFI案件で、参加を見送った主だった理由というので、こうなったら価格の問題ではなくて、取り組めないというところを挙げています。

先ほど浅野専門委員の話にもあったように、流動性に関してですけれども、定期借地権の流動性に制限がある、譲渡禁止・転貸禁止。原則禁止ですが、事前合意で許可となっても、どういう内容だったら許可されるのかも、よくわからない。原則オーケーで、こういう場合は不可と書いてあれば、全く違うのですが、原則禁止となっていると次のセカンダリー、あるいはその次のサードのところまで考えると、投資家は、踏み込みづらいと

ころです。

(2) 構成員の変更、これもちょっと似ていますけれども(3) 代表企業の変更禁止、もしくは出資持ち分は、過半をずっと持ち続けてくださいという規制。この辺りは、私もデベロッパーとして、PFIを見る場合開発リスクまでは、責任を持ってやりますけれども、運営に入ったところは、あるいは安定稼働の運営する仕組みまでは作る責任は、私たちデベロッパーにあると思っていますが、そこから先は、運営側で責任を持ってもらうという意味で、開発段階での代表企業と、運営段階での代表企業というのは、かわってもいいのではないかという私たちの考え方です。

御参考までということで、御用意しているのは、3ページ目は、鹿島欧州のPFI事業の模式図を、そこに私のほうで、パワーポイントで加えた文字を入れていますが、一応鹿島欧州の方には、こういうところで使わせていただきますという口頭で了解をもらっているのですが、もしかしたら、ビジュアルでというのは、意識されていないのかもしれないのですが、鹿島の社内報に出ていた記事なので、ある程度公にしてもいいと思っています。

要はPFI事業の開発段階のPFI事業者(SPC)には、鹿島の関係会社であるKPL、が出資をして、開発が終わって、安定稼働に入ったところで、その出資は、通称PFIファンドに売却します。

PFIファンドというのは、年金のような長期投資家を中心に組成されているファンドで、彼らは、ほとんどセカンダリーで登場してくる投資家さんです。

KPLは、そのままアセットマネジメントを引き続いて、責任を持って行きますということなのですが、プロパティーマネジメント、あるいはファシリティーマネジメントというのは、その横にある管理運営会社ですが、例えば学校、病院ですと、専門のPM会社、ローカルなPM会社にお任せして、ファシリティーマネジメントもローカルでやっていくという形です。

鹿島は、日本では、ゼネコンさんですが、イギリスのロンドンでは、請負はやっていないそうです。なので、左に矢印が伸びている建設会社、設計会社は、鹿島以外のゼネコンさんと設計事務所に発注している状態です。

ここでお伝えしておきたいのは、先ほど浅野専門委員からもありましたけれども、所有と運営が分離されているところ。PFI事業会社のSPCというのは、日本でいうと、J-REITの投資法人、要は所有ビークルに近いです。マネジメント会社が投資法人から運用を委託されている運用法人と考えていただくと、日本のPFIの事業形態よりも、J-REITの投資法人の事業形態に、役割分担としては、似ていると思います。

次の紙は、不動産証券化教会(ARES)さんの記事なのですが、証券化協会さんは、公表していないようですが、この記事は、信用できる内容になっていることなので、使わせていただいています。

簡単に言うと、インフラと呼ばれるような公共施設について、不動産と同じように、利活用されるものは、投資対象として、投資家の資金が入るようなしつらえに向けて、勉強

を続けていきますという内容の記事です。

一番左の最後の2行を見ていただくと、結論がここに書いてあるのですけれども、要は情報開示やデューデリジェンスのあり方なども、検討していくということで、インフラ等公共施設をファンド化する方向の勉強会を、今までも勉強していたらしいですが、さらに文教施設なども加えて、今後、取り組んでいきますという内容の記事です。

戻っていただいて、2枚目なのですけれども、最後に5. 今後に向けてというところで、(1)が先ほどの1の成功例に隠れてしまう改善点のところにつながるところで、事業者が成功したと言われている案件について、調査・分析する機関が第三者的にあってもいいのではないかとということです。例えば先ほどのように、減ってしまった、途中でいなくなってしまった、検討していた民間事業者からの意見を、収集分析するというところで、成功プロジェクトでも、より多くの応札者がいたかもしれないというフィードバックができるのではないかと、

先ほど浅野専門委員にもありました、定借の弾力的運用のところ、そのとおりだと思って、伺ったのですけれども、定借事業は、用途・内容を重視するのだったら、借地料を弾力化すればいいし、多くの収入を得たいということが目的であれば、事業内容を弾力化してもいいのではないかとのお話だと思うのですが、このように、目的に合わせた公募内容であったのか、そういう条件であったのか、選定評価はどうだったのかを、後から第三者的に分析するような機関があったほうがいいのではないかとという提案です。

(2)(3)は、先ほどの鹿島欧州のところでもお話したことに近いのですけれども、所有と運営を分離することは、結果的に(3)にPFI-REITと書いてありますが、会計、運営、権利の透明性を確保することにもつながりますし、恐らく庁舎にしても、学校にしても、空きスペースは、時間帯、曜日によっては、あいてくるスペースが出てくると思いますが、そういったところで、一時的にでも、収益を生むことを目指す運営をするようになっていくと思いますので、そういったところも含めて、所有と運営というのは、分離していったほうがいいのではないかと書いています。

最後に、適切なLCCの計画と実施が一番下に書いてありますけれども、これは、鹿島欧州の方といろいろ話した中で、彼らが成功した要因の1つというのは、LCCを適切に設計をして、それを実施していくことだとおっしゃっていたので、これをあえて、かなり具体的なものが1つだけですが、あえて加えています。

以上でございます。

○宮本部長 財間さん、どうもありがとうございました。

引き続きまして、清水専門委員にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○清水専門委員 よろしく申し上げます。

私には、論点3、PPP/PFIの案件形成に向けてというテーマを頂いているのでこれについて話をさせていただきます。

資料の1～2ページで、ポイントを絞って御説明させていただきたいと思います。1点目のところは、PPP/PFIを目的ではなく、課題解決の手段として推進するべきという姿勢の問題を指摘しております。アクションプランは、数値目標をしっかり設けており、全体としてそういう枠組みがあるのはすごく大事だと思っておりますが、一方で、各自治体、特に経験のない自治体においては、数字だけ達成すれば良いという意識が先走ってしまうと、結果的に一過性のものになって、手法として定着しない懸念が残ると思うので、公共施設の更新であったり、公的不動産の利活用等、地域のそれぞれの課題があって、それをよりよく解決する手段として、官民連携手法を活用する考え方、これが根っこにあって、推進されていくところが必要だと思っております。この点、引き続き、強調してもいいと思っております。

また、特に経験値のない自治体さんにおいては、いきなりハードルの高い事業に取り組むのも難しいと思いますので、小さな成功事例といいますか、例えば前回、横浜市さんからご紹介あった中ではネーミングライツとか、比較的取り組みやすい小さなものからでもいいのだろと思うのですが、成功体験を積み上げて、効果を実感しながら、案件を出していくという地道な取り組みが大事と思っております。

2点目ですけれども、成功事例をいかに効果的に広報し、横展開のための情報共有をうまくやっていくかということが大事だと思っております。

PPP/PFIについては、コスト面に目がいくところがどうしてもあると思うのですが、民間ならではの効果、特に事業の選定段階で想定されていなかったような効果、事業を進める中で、公共サービスにおけるイノベーション、技術の導入であったり、あるいは地域で言うと、町なか再生的な賑わいをつくっていくというのは、民間ならではのところだと思うので、そういった効果が出ている具体事例を引き続き、国が中心となって、情報発信していくことが大事だと思っております。

また、事例の成功の内容、プロセスの検討を、具体的にわかりやすく分野別に展開することが重要だと思います。特に首長ですとか、議会の方に、目で見てわかってもらうところも大事だと思うので、幅広い層に遡求するような動画形式で、施設とか、オペレーションの内容、それをつくり上げていったキーパーソンの方にも出ていただいて、そこで、しっかりと語っていただくとか、そういうことをすることによって、汗をかいたキーパーソンの方のモチベーションが高められることもあると思いますので、引き続き、情報共有のところを、幅広く進めていくことは大事だと思います。

3点目は案件推進のための庁内の具体的な手順書の作成推進です。

今、優先的検討規程が人口20万人以上の都市について、ほぼつくられたという状況だと思うのですが、一方で、それを具体的に各自治体の庁内で、どういう検討手順、意思決定手順を踏むのか、情報発信をどうしていくのか、どの部署がどういう責任を負って、どういうタイミングで案件のボールを蹴り出していくかという、具体的なプロセスを、これは各自治体の課題になりますが、そういったプロトコルをしっかりと決めないと、うまく

規程が回っていかないと。既にそういうことを進めている自治体もあると思いますが、そのところを、より明確にすることによって、優先的検討規程のPDCAが回っていくと思っています。

4点目は地域コア人材の育成です。

地域コア人材をあえて定義すると、自ら積極的、能動的に、効果的なPPP事業創出を牽引できる人材ということだと思いますが、地域においては、特にこういう人材がいることが極めて大事だと思います。

立場的には、公共サイドの人であったり、民間サイドの人であったり、あるいは大学の方であったり、金融機関であったり、いろんなケースがあり得ると思うのですが、何といても、事業の出発点は公共サイドですので、公共サイドの中に、こういう人材がいるというのが、極めて重要だろうと思っています。

公共サイドで、コア人材と呼ばれる人というのは、現状においても何人か主要な先進自治体にはいらっしゃると思うのですけれども、こういう方も、具体的な案件に向き合った経験の中で、PPP事業に対する意識を深め、事業推進意欲を高められたと思いますので、そういう経験を風化させずに、組織的に継続させる仕組みが必要なのだろうと思っています。

対応策としてはPPPのような専門部署については公共内の人事ローテーションの長期化を図ることにより、後任の人材をしっかりと育て上げた上で異動するような一定のサイクルをつくっていくことが大事だと思います。

もう一つは、そうした専門人材が、例えば原局、原課のようなところに、異動になった後も、庁内のPPP/PFI事業検討の有識者会議などに引き続き加わる仕組みを作るとか、あるいは有識者会議には、庁内のコア人材だけではなくて、外部有識者を招いて、常に知見が継続されていくという枠組みを作る等、様々な工夫をして、組織的知見の継続の仕組みを構築することが大事だと思います。

もう一つは、大学であったり、県レベル等での地域コア人材育成活動への支援。基礎自治体全てにおいて、短期間でコア人材を創出するのは難しいということもありますので、もう少し広域的なレベル、大学であったり、県のレベルでコア人材育成をサポートすることも有効と考えます。

典型的な成功例としては、前回、根本先生から紹介があった、岩手県の紫波町のオガールプロジェクトがあると思いますけれども、公共サイドと民間サイドで、後にコア人材となる方が、東洋大学でPPP/PFIを学んで、町の遊休地をどう扱っていくかという課題を抱える中、この大学の講座を受けて、問題意識を深めて、その後も、大学からいろいろとサポートされたという、非常に典型的な成功事例だと思うのです。大学でそういう場を設けるとしても、単に勉強するというのではなくて、具体的な課題を持ち込んで、そこで実践的な検討をして、人材育成をしていく場にするのが、特に大事だと思います。

また、市町村レベルでのコア人材については、隣の自治体のサポートをするというのは、本来その行政官のミッションではないということになってくるので、活動しづらいと思う

のです。ただ、実際、非常に意識が高く、広域的に公共施設をうまくマネージしていくことの大事さに気づいていらっしゃる方もいるので、そういう方が自ら所属する自治体の守備範囲を越えて、活動しやすくなるような、何らかの位置づけなり、支援、補助なりをするという考え方も、あり得ると思っています。

5番目ですけれども、今の話につながりますが、県レベル、あるいは有力基礎自治体を核とする広域的推進活動に対する支援ということで、一つは広域レベルの公共施設マネジメントの推進です。

これは、公共施設等総合管理計画の中でも、検討されているところがあると聞いていますけれども、近隣自治体と公共施設をシェアリングするような発想であり、そういう中で、広域的なPPPの活用を検討することも、大事だと思います。

こうした広域的なPPP検討の場があったときに、一番大事なものは、単に勉強するというだけでなく、公共サイドから、具体的な検討を行いたい事案、課題をしっかりとその場に出して、議論を活性化していくことだと思っています。プレ・マーケットサウンディングということになるのかもしれませんが、そこで案件の進め方を具体的に検討していくことが大事だと思います。

もう一つは、地銀の参画ということですが、地銀は、大体市町村レベルではなくて、県域で活動されている機関が多いので、おのずから広域的活動になると思います。

地銀にとっては、その地域、県域が活性化していくことは、自らの利益にかなうことから高いモチベーションを持って取り組めるところだと思います。これは、PPPだけではなくて、地方創生、地域活性化を担う企画セクションという形で、部署を設けられている地銀さんが相応にあると思います。その中で、実際に成果を上げている地銀には、PPP担当を、5年以上継続的に配置されているようなところもあるようです。加えて、特に地銀傘下のシンクタンクで、公共サイド、あるいは事業者サイドのアドバイザーをすることによって、地域全体を見る目を高めているところもある。こうした主体を含め、地銀全体の能力が上手く活かされることが大事だと思います。最後6点目は、水道分野における国からの集中的支援の継続です。

既に重点分野になっていますし、やるべき方向性は見えていると思いますので、それに対して、PPPをうまく活用できるように取り組むことが大事だと思っています。

その中で、ポイントとなるのは、官民連携手法を軸として、広域化を進めていくという点にあると思っています。

参考資料を見ていただきたいのですが、9ページ目以降のところ、現在、水道事業の直面する課題を掲げています。給水人口の減少、設備の老朽化、それから職員の高齢化、技術の継承の問題、料金格差の問題等です。

料金格差は、自然の条件、都市の形態によって決まる部分があるので、ある程度致し方ない面もありますが、いずれにしても、特に11ページを見ていただければわかるのですが、人口規模の小さい地域ほど、経営が厳しいという実態がありまして、こういったところを、

全国レベルで課題に向き合わないといけないということだと思っています。

12ページに、弊方で試算した簡単なシミュレーションを掲げていますが、給水人口の減少、設備更新の着実な実施のみの前提だけを置いて、他の条件は基本的に変えずに、収支が相償うようにもっていこうとすると、料金値上げがどれぐらい必要になるかをシミュレーションしたものです。

そうすると、30年後に、全国平均ですけれども、6割ぐらいの料金値上げが必要になってくるシミュレーションとなります。大都市部においては、こんなに値上げがなくてもいいというところもあれば、地方部においては、さらに引き上げないといけないというところが当然あって、平均すると6割ということでもあります。

14ページ目ですが、こういった課題に向き合うために、PPPの効果だけでは難しく、同時に広域的事業連携が必要になってくるので、広域的な事業体が複数の事業を、実質的に統合するような形で、効率化を進めていく、あるいは民間ならではの新たなサービスを始めることも含めて、経営の改革に取り組むことが非常に大事だと思いましたので、参考までに資料に掲げさせていただきました。

私からは以上です。

○宮本部長 清水さん、どうもありがとうございました。

次に、日本PFI/PPP協会会長兼理事長でいらっしゃいます、植田さんから、御発表をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○植田参考人 皆様、お手元の資料2-4を使わせていただきます。案件形成の推進支援等についてでございます。

2ページ目に、私からお話させていただく4つの点、1つは、サウンディング・マッチング、2つ目は、地域プラットフォーム形成支援業務、3つ目は、優先的検討規定に基づくPPP/PFI手法を導入しないという評価が出た場合の対処、4つ目は、公的不動産における官民連携の推進策でございます。

資料2-4の3ページになりますけれども、昨年、秋田県の酒田市さん、群馬県の前橋市さんが、1-3月に来られまして、1つは廃校、1つは駅前の活用ということで、どうしたらいいかということで、いろんな方に聞かれていたわけですが、私どもに来られまして、私どもで、協会の会員で、5社ぐらいを御案内して、それぞれのサウンディングに対応するよということ、お手伝いをしたというのが、経緯でございまして、そこから、「サウンディング調査 全国自治体実施状況」というページで、これはデータベースでございます。

現在でけれども、ここに書かせていただいた11月6日、ちょうど1週間前ですが、177件のサウンディング調査を掲載しております。きょうで、185件になりますので、1週間で177件が185件ということで、8件増えているわけですけれども、地方自治体において、これが大変大きな課題事業になっていることとなります。

サウンディングの調査の特徴は、行政は費用がかからない、みずからは民間にあります。民間も、場合によっては、資料をつくらなくてもいい、こういう極めて費用という面と、時間という面で、具体的に実施できるということが、大きな特徴でございまして、昨年来、これだけの件数が全国的に出ています。県から始まって、町までということになっております。

サウンディング調査の当初、募集要項、実施要項が出てまいります。エントリーシートがございまして、そして、結果が公表されるということで、これが協会のデータベースとして、保存されております。

もともとは、跡地活用とか、小学校の廃校活用であったわけですが、現在は、大きな事業の基本構想段階から、サウンディングが広がっています。これが従来の行政の中での基本構想、そして、基本計画はコンサルさんという作り方が、大きく変わりました、基本構想、基本計画の段階から、民間に直接あって、さまざまな情報をとるということが始まっている次第です。

サウンディングに関しましては、昨年10月に発出されました、PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイドライン、これは、国土交通省、内閣府、総務省で出されたものでございまして、これに関しては、全国で10回以上、説明会を開催していただいております、こういうガイドラインがあるのだということを、全国に説明をしております。

4ページになりますけれども、これが直近の市場調査の事例でございまして。

見ていただきますように、さまざまな事例がございまして。例えば166番を見ていただきますと、広島空港特定運営事業等の実施にかかるマーケットサウンディング、国が行っているわけでございまして、そういうさまざまなサウンディングが行われております。

例えば137番を見ていただきますと、荃崎庁舎跡地及び谷田部庁舎跡地の利用地の活用についてのサウンディング市場調査というのが、茨城県つくば市で出されておりますが、結果は、5ページを見ていただきますと、こういう形で、庁舎の跡地に対して、10件の提案が出ました。活用のアイデア、さまざまなものが出ております。概要、そして、大事なポイントですけれども、賃借なのか、買い取りなのか、地域貢献性、市への要望ということで、本当に自由に提案をしてください、意見を述べてくださいということで、参加事業者も、小売り事業者、建設業者、金融業、不動産業、コンサルタント業、エネルギー業という多岐にわたる分野の方々が、サウンディングというプロセスを通じて、民間との接点を持っているということになります。

6ページにまいりますと、175の段階で分析したのですが、分野としましては、庁舎、学校、公園、市営住宅、文化施設、病院、体育施設、駐車場、福祉施設、未利用地、民間施設、観光施設、その他がございまして。

内容としては、新設、建てかえ、リニューアル、跡地活用、余剰活用、包括委託、維持管理運営、その他ということで、さまざまな形態のサウンディング等が行われております。

下の棒グラフも見ていただきますと、ビジュアルにそれが御理解いただけると思います。

サウンディングは、インターネット上で、私どものホームページを行政が活用し、民間企業の方々がそれを見て、サウンディングに参加していくということでございます。

7ページ目は、それをさらに発展させまして、今、サウンディング・マッチングの定期セミナーを始めております。

全国地方自治体のサウンディング調査の内容説明を、東京で行うことによって、地元企業に加え、大企業の参加の可能性を探るということで、地元ももちろん大事なのですが、さらに大企業にも見ていただくということです。

第1回は、高知県高知市、大分県別府市、小平市、埼玉県、前橋市ということで、セミナーの参加団体は、民間企業41団体、行政43団体ということでありまして。

第2回サウンディングは、12月20日に行うことにしておりまして、江戸川区、国立市、ほかの自治体さんが、ここでもサウンディングをやる形になります。

来年2月、4月と、定期市場ではありませんけれども、続けていく予定です。

8ページを見ていただきますと、行政の御参加の方々は、サウンディング調査の実施を検討して、大変参考になった、あるいはサウンディングに適した案件、実施方法等、行政側の講習があるとありがたいとか、さまざまな御意見がございまして。

民間企業からしますと、サウンディング参加によるインセンティブ付与について聞きたい、あるいはセミナーの終了後、企業と行政の交流時間を設けてほしいという意見がございまして、早速、私どもは、そういう時間を設けることにいたしました。

ここでは、実際にさらに行政と民間が抱えているそのような課題について、事業の実現に向けて、民間企業からの情報を入手し、そして、さらに先ほどもございましたが、場合によっては、行動型プロポーザル、さらには随意契約ということも、この中から出てくる形になります。これを定期市場ということで、進めております。

9ページにまいりまして、地域プラットフォーム形成支援業務を行っております。

これは、今、市、あるいは町のレベルで、スタートしておりますし、これを具体化していくつもりでございますが、私どもの地域プラットフォーム形成支援業務の一番のポイントは、一番下を見ていただきますと、当該自治体の公共施設総合管理計画をしっかりと理解してもらうこと、そして、民間発案、民間提案のサウンディング調査、そして、極めて重要な国のガイドでございまして、PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド、これをしっかりと理解をしていただきます。

目的のところを書きましたが、PPP/PFI手法を一度も経験していない地元企業に対して、PPP/PFI手法に基づく事業者選定プロセスのバーチャル体験を実施します。今、北海道でも始められているところでございますけれども、反対をしている地元建設事業者協会に対して、とりあえず1回、バーチャル体験をしてくださいということで、実際に具体的な案件を示して、プロセスを実施方針から、募集要項等の書類、そして、実際に提案書をつくり、審査、公表、結果というところを、グループを作ってやっていくということで、体験をす

ることによって、PFI/PPPに対する親和性を持っていただく。これによって、当該自治体がPPP/PFIを推進することが可能になるという点がございます。

次のスライドになります。優先的検討規定は、ことしの3月に、約180の団体、さらに20万人以下のところでもできているわけですが、果たして優先的検討規定は、本当に機能するのかということが、我々にとって、非常に関心の高いところでもあります。

過去18年間、さまざまな新しい取り組み、ガイドが出てきておりますけれども、今回は、さすがに国からも、要請という言葉で出てまいりました。それに対して、全国の地方自治体は、非常に神経質になっているわけですが、この1年間、あるいは4月から見ておりました、非常に懸念をしておることがあります。それは、行政内部で検討した結果が、果たして適切に検討されたのかどうかということ、一体誰が評価できるのかということなのです。

10ページを見ていただきますと、公共施設等の管理者はから始まる文章がありまして、インターネット上で公表するというので、公表時期については、入札手続等の公平さを確保するため、入札手続終了等の適切な時期と書いてあるわけです。こう書いてありますから、当然国土交通省の優先的検討規定もそうですが、入札手続終了後になります。そうだとすると、果たしてそれは一体、何の意味があるのか。第三者の評価、これは意味があります。ただ、果たして入札手続終了後でいいのかどうかということです。

インターネット上というのがございますけれども、例えば名古屋市さんの優先的検討規定を見ますと、インターネットという言葉は入っておりません。公表しますと書いてあります。

さらにPPP/PFI手法導入優先的検討規定の運用の手引というのが、今年の1月に出ておりますが、それによりますと、毎年度の行政事業評価等において、評価内容の公表もありませんということが書いてありますので、さらに後になり、見る方も非常に限られてくることになると思うのです、

そうだとすると、どういう問題が起きるのかということです。それが11ページになります。各優先的検討規定に基づきまして、簡易な検討というところでは、ほとんど出るわけです。恐らくでないということは、ないと思っていいぐらいだと思っているのですが、ただ、多くの場合は、簡易な検討で出ている、すなわち、財政的な負担は軽減されるとあるにもかかわらず、詳細な検討のところには、結果としては、PPP/PFI手法を導入しないこととした、こういうことになるわけです。

そうだとすると、そのプロセスが果たして適切なプロセスであったかということが、どの時点で、それが認識されなければならないかということだと思います。それが従来型で、しかも、入札の結果が出た後とか、そういうことだとすると、優先的検討規定の果たす役割は、非常に懸念されることになるわけです。

そういうこともありまして、PPP/PFI手法を導入しない評価を、少なくとも第三者、すなわち、何らかの形で、第三者が関与することが必要ではないかということです。

1つは、議会における評価を義務づける。これは議決事件というのが、地方自治法96条で決まっておりますが、これを条例によって、議決事件に追加するように、国からある意味で働きかける、指導するということがあってはいいのではないか。あるいは当該事業を従来型で実施するのに必要な設計費、施設整備費等に係る関連予算を、最初に提出する際にPPP/PFI手法を導入しない評価の根拠となる資料を添付するように、これは、実務的に申し上げますと、根拠となります資料は、大変資料として大きくなりますので、当然、議会の議員さんの目に触れることとなります。

あるいはプロセスの中で、第三者評価委員会の設置を義務づけることがあれば、もっとこの辺は、可能性が高まります。

庁内検討委員会委員に、外部有識者の参加を義務づけることです。先日、私は、鳥取県の県議会議員のグループに呼ばれまして、県議会議長も含めたところで、PFIとは何か、コンセッションとは何かというお話をしてまいりました。鳥取県では、御案内のように、水力発電所、美術館、鳥取空港で、コンセッションが検討されておりますけれども、ここでお話させていただいたときに、課題について、お話をさせていただいたのですが、県の庁内委員会に、外部有識者がいたかどうかということです。少なくとも議会の人はそこにはいない。外部有識者もいないということになりますと、庁内で検討して、庁内で終わってしまうことになるということで、いわゆる詳細の検討段階で、さまざまなしがらみ等で、結果的には、従来型ということでは、優先的検討規定の機能が見出せないことにもなりかねます。

さらにPPP/PFI推進室が、第三者機関等に、この評価業務を委託することも、これは等のうちの1つでございますけれども、あるのではないかと考えております。

この点をぜひ御検討いただきたいと思っております。

最後に、12ページになりますが、公的不動産における官民連携の推進策ということで、これは、今日、発表者の浅野さん、財間さんからお話がございました。私も全く同感でございます。

皆様、御存じのとおり、地方自治法96条の6に、財産にかかわるところの議決事件がございます。ここに書かれておりますのは、譲渡、貸し付けでございます。果たして譲渡は、明らかに固有財産を譲渡することで、大変なことでございますので、議決事件としてよろしいと思っておりますけれども、貸し付けに関しては、PPP/PFIの推進ということにおいて、果たしていかがなものかということでございます。財産の貸し付けに係る議決事件から削除して、行政執行権の範囲で、低価格等で民間への貸し付けを可能にすることです。

貸し付けという行為に、議会の議決が必要だということ、そして、先ほどもお話がありました、低価格という、あるいは無償で貸すとか、その結果が大変すばらしい結果であるにもかかわらず、それができないということで、しかも、議会に出せない、そんなことになっているわけでございますので、きょうの共通事項でございますけれども、御検討をいただけるとよろしいと思っております。

2番目は、広く言われていることですが、貸し付け等を行う場合において、補助金・交付金活用施設について、当初の計画からの利活用の変更、例えば貸し付けを行う場合の補助金・交付金の返還義務の廃止ということ、明確にうたっていただくということで、地方自治体の具体的な政策推進につながっていくと思います。

以下の2点は、リース方式、公的不動産を含めて、有効な手法であるわけですが、ここでも1つ、2つネックがありまして、リース方式の場合における補助金適用の明確化です。補助金が適用されないのでは、リースができないので、それ以外の方式もとらないという、ここでとまってしまう。

政府の問題ではございませんが、リース方式の場合における公の施設及び指定管理者制度の利用で、これは、制度的には、何の問題もないと理解しておりますけれども、地方自治体の中には、リース物件に対して、公の施設、指定管理者制度の適用をするということが、なかなか事例もないこともあって、踏み出せないこともあります。こんなことも、公的不動産に係る官民連携の推進上においては、必要なのではないかとということで、述べさせていただきました。

以上でございます。

○宮本部会長 植田さん、どうもありがとうございました。

最後になりましたけれども、川西市の都市政策部公共施設マネジメント室長でいらっしゃいます、井上さんから、御説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○井上参考人 ただいま御紹介をいただきました、川西市公共施設マネジメント室の井上でございます。

本日は、こういう取り組みのことを、御紹介させていただける場を設けていただきまして、まことにありがとうございます。できるだけポイントを絞って、御説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただいて、1ページをご覧ください。川西市の概要を御紹介させていただきます。

本市は、兵庫県の南東部、大阪府との境に位置し、東は大阪府の池田市や箕面市に接しており、西は宝塚市、南は伊丹市に接しております。

地形は、東西に狭く、南北に細くなっており、市の南部は平たんで、阪急電鉄、能勢電鉄、JRなどの駅を中心に百貨店などの商業施設が集積しており、ここが市の玄関口となっております。

中部の丘陵地には、大規模団地が点在する一方で、北部には、山岳の起伏に富み、日本の里100選に選ばれた、黒川という里山が広がっております。

本市は、大阪の梅田から電車で25分という便利な点から、大阪経済圏のベッドタウンとして成長した典型的な住宅都市であります。

現在の人口としましては、約16万人で、微減の傾向にございます。

次のページをご覧ください。ここからは、川西市が取り組むPFI事業の説明となります。  
本市におきましては、平成24年度から、PFIの取り組みをスタートしております。これは、  
厳しい財政状況のもと、学校耐震化や公共施設の再配置計画を、効率的かつ効果的に進め  
るために取り組んでいるもので、今後も、PFIを積極的に検討、活用することを考えており  
ます。なお、現在、市営住宅167戸の建てかえについても、PFIでの実施に向けて、事務手  
続を進めております。

左側に、川西市がPFIの導入を検討する上での基本的な考えについて示した、川西市PFI  
導入基本指針の内容を載せております。

右の表に示しておりますのが、この指針のもと、本市で取り組んでいる5つのPFI事業で  
ございます。

内容につきましては、順次、説明をさせていただきます。

次のページをご覧ください。中央北地区におけるPFI事業でございます。

この地区は、工場の集積地を土地区画整理事業により整備している、施工地区面積約22.3  
ヘクタールで、PFIの内容といたしましては、都市計画道路やせせらぎ公園を整備する都市  
基盤整備業務、市民参加と低炭素によるまちづくりを進めるまちづくりコーディネート業  
務、地区内にある市の外郭団体を含めた市有地の売却と、民間マンションの誘致を行う附  
帯業務となります。

このPFIの特徴としましては、全国的に珍しく、整備する施設が箱物ではなく、道路、公  
園などで都市基盤としている点と、それと並行して、市有地の売却をともに進めている点  
でございます。

次のページをご覧ください。小学校施設、耐震化、大規模改造事業では、小学校5校を  
対象として、施設の耐震化及びトイレや外壁等の大規模改造を実施しております。

事業者からのVE提案としましては、窓の高断熱複層ガラスの設置、市が指定した全ての  
教室へのエアコンの設置、通風改善のための地窓の設置、さらには1校のみですが、エレ  
ベーターを設置する提案を受けることができました。

維持管理につきましては、対象校の建築基準法第12条にかかる点検業務となっております。

5ページに、改修等の施行内容を載せておりますので、後ほどご覧をいただきますよう  
に、お願いいたします。

次のページをご覧ください。市民体育館等整備・運営事業で、老朽化と耐震性能が不足  
している体育館を、同敷地内にある駐車場に建てかえると同時に、運動場及びテニスコ  
ートも回収しております。

事業者提案により、室内にランニングトラックを設置、駐車場のあいている時間帯を利  
用して、3on3バスケットの実施が行われる予定となっております。

また、PFI事業者は、さまざまな教室やイベントの開催、スポーツ用品の販売などにより、  
独自収入が得られるようになっております。

維持管理運営期間は、20年となっております。

7 ページに、整備内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただきますように、お願いいたします。

8 ページをご覧ください。低炭素型複合施設の整備事業でございます。

事業概要としましては、1,000席のホールを備えた文化会館、中央公民館、福祉保健施設などを、複合化により再整備するもので、加えて、兵庫県の子供家庭センターも、この機に複合化するとともに、本市の子供・若者関連施設も新設することで、県と市の有機的な連携を図り、市民サービスの向上を目指しております。

事業者提案としましては、市では、当初、4階建てのイメージをしておりましたが、事業者からは、市が求めた条件を一定備えたまま、3階にすることによるコスト削減の提案があり、また、低炭素技術としましては、自然風を取り込むことによる空調使用の抑制、自然採光を取り入れる工夫、建物の高断熱化、太陽光パネルの設置など、これらによる光熱費の削減し、低炭素化の実現を目指しております。

施設完了後の維持管理運営につきましては、20年を予定しております。

また、施設全体が低炭素化や光熱費、水道費の抑制を目的とした、エネルギーマネジメントのほか、賑わい創出を目的としたエリアマネジメントも行うことで、地域づくり、まちづくりにつなげようとするものです。

さらにPFI事業に参加を希望する市内業者を、市のホームページで公開する事前エントリー制度も導入しております。

現在は工事中で、来年9月に開始する予定となっております。

次の9ページから10ページにかけて、整備概要を記載しておりますので、後ほどご覧いただきますように、お願いいたします。

11ページをご覧ください。学校空調設備整備事業です。

小中学校、幼稚園など、合わせて28校園において、空調設備が整備できていない698施設に新設し、あわせて既に整備されている空調設備のうち、整備後20年が経過し、老朽化が目立つ281室についても、これを機に更新したものでございます。これらを合わせて979室を、平成29年度の夏休み期間に一気に整備を行いました。

維持管理部分については、点検業務を行う予定で、期間としては、13年間となります。

以上が、本市で取り組んでいる5つのPFI事業となります。

次のページをご覧ください。本市におきますPFI事業の庁内体制について、御説明をさせていただきます。

事業の発意としましては、基本的に事業所管部局が行い、事業費が10億円を超える場合については、PFIでの実施が可能かについて、検討を始めます。

検討に当たりましては、事業所管部局と当室が協力して、行うこととなります。

実施体制としましては、実際にPFIで進む場合、庁内において、組織横断的にPFIの導入検討等を行うため、公共施設マネジメント室を設置しております。また、PFI事業の導入検

討に当たっては、専門的知識を有するアドバイザーの助言や関係部局との調整を図りながら、PFIを進めております。

次に、モニタリングの実施体制についてでございます。市が実施するモニタリングにつきましては、設計、施工段階においては、公共施設マネジメント室が行い、管理運営段階においては、事業所管部局が実施し、施工段階においては、市の工事の検査を行う契約検査課が、モニタリングとは別に、中間・完了の確認を行うことで、公共施設の点検の精度を上げております。

13ページに、公共施設マネジメント室ができるまでの経過を載せており、14ページに、組織内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

15ページをご覧ください。当室におきましては、数多くの業務量に対応するため、グループ制を導入しているところでございます。

グループ制を導入することにより、事務量や優先度を踏まえて、職員数の割り振りが可能となり、また、職員の能力を有機的に組み合わせ、業務の執行に最適な体制をとることが可能となっております。

具体的なイメージとしましては、16ページから19ページに載せておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

20ページをご覧ください。本市がPFIを導入して、具体的に感じたメリットについて、御紹介をさせていただきます。

具体的なメリットとしては、ここでは5点ほど挙げさせていただいております。

まず初めに、1点目の事業者からのVE提案による機能向上では、学校耐震化PFI事業においては、事業者からのVE提案により、PSCに含まれていない空調設備やエレベーター等の設置が実現し、児童の教育環境の向上を図ることができました。また、空調設備については、高断熱複層ガラス等による校舎断熱を組み合わせることにより、1ランク下の能力の機器を採用することが可能となり、省エネを実現させております。

2点目のノウハウを持つ企業による維持管理運営では、市民体育館PFIでは、ミズノ株式会社という、スポーツサービスに関する質の高いノウハウを持つ企業による維持管理運営を行うことにより、市民の関心度が高まり、さまざまな教室開催など、利用者が増加し、顧客満足度が上がっております。

3点目として、短期間に小学校等に空調設備を整備できたことで、PFIで実施することにより、一業者が全ての工事を実施することで、同一の品質確保と同じ時期の夏休み期間に、全ての対象校に、更新も含め、空調機器の設置ができ、維持管理においても、同一の事業者が行うため、迅速な対応など、効率的な対応が期待されております。

4点目として、長期的に事業者からの協力が得られやすいことで、一般競争入札と違い、工事終了後も、事業者とのつながりが続くため、施工後のクレーム対応や国費等の事務作業の協力が得やすいこととございます。

最後に、5点目として、市職員の新たなスキルアップで、一般競争が前提で進められて

いた事業が、PFIという新たな事業手法を導入することで、民間事業者と協業する性能発注を学び、その経験が今後の事業手法の選択を行う上で、生かされているという点でございます。

21ページをご覧ください。最後に、PFIにおける課題についてでございます。

本市における主な課題としましては、大きく6点ほど挙げさせていただいております。

1. 設計変更に伴う費用の調整については、変更時の単価は、民間単価が基本となるため、価格交渉時に、毎回、難しい対応が求められ、また、事業費に変更が生じた場合、議会对応が必要となり、スケジュール等に影響が出るため、苦勞しております。この問題は、PFI法と地方自治法との関係を整理することが、解決の糸口ではないかと考えております。

2. インセンティブにつきましては、例えば施設満足度を上げたくても、見返りがなければ、民間事業者は、サービス対価以上のことは行ってくれません。仮に成功報酬型にした場合、目標値を達成できなかった場合は、減額するののかといった問題が出てくることから、導入ができていないことが現状であります。

3. 適切なモニタリングの実施方法につきましては、現在のモニタリングにつきましては、従来の検査の延長的な形で実施しているため、PFIのモニタリングとして適しているのか、他市のモニタリングの実施例などの情報を得たりなどを考えているところですが、その情報が得にくいことであります。

4. 地元企業の参加につきましては、地元企業の採用を義務づけた場合、参加企業の負担となり、事業の障害となることがあり、地元企業の参入が難しいことであります。

5. 入札手続における事業者の負担につきましては、提案書の作成等の費用が大きいため、落札できなかった場合のダメージが大きいことから、事業参画のハードルが高くなっていることでございます。

最後に、6. 代表企業の職種によって、事業内容が大きく変わることににつきましては、基本的に、代表企業につきましては、建設企業や金融企業が代表企業になる場合が多く、住民サービスで、最も重要になる運営企業が、イニシアチブをとられていないケースが多いということです。

以上がPFIにおける主な課題と考えております。これらの課題につきまして、対策のヒント等があれば、御教授願えればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、川西市におけるPFIの事業について、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宮本部長 井上さん、大変ありがとうございました。

5人の皆さん、大変ありがとうございました。

それでは、残りの時間に対しまして、質疑を行ってまいりたいと思いますけれども、推進アクションプランの目標達成をすることに向けて、課題、論点の抽出の観点から、御質問、御意見等をいただけましたら、大変ありがたいと思います。よろしく願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○植田参考人 私でもよろしいでしょうか。

○宮本部長 できれば、専門委員の方々からいただいた後で、御発言いただければと思います。ありがとうございます。

いかがでしょうか。根本先生、お願いします。

○根本部長代理 大きな論点として、所有から利用へというのが、各専門委員さんがおっしゃったことであるので、この委員会でどこまでできるかは別として、大きな問題の捉え方をしようというまとめを、事務局にはお願いしたいと思います。個々のこまかな論点ではなくて、全体として、財産を保有するものからそうではない形態に動いていく、人口減少の中では、できるだけそうしたほうが良いということが、バックグラウンドにあった上でできていると思うので、整理のときには、そのような形をお願いをしたいと思います。

その上で、最後は、川西市さんの中で、省略をされたのですが、学校施設課を統合されたということで、まさに学校施設の所有を教育委員会から、教育委員会の仕事を所有ではなくて、運営にシフトしたということなので、非常に画期的な感じがするのですが、これは、ほかにも同様の事例があった上でされたのでしょうかというか、余り聞いていなくて、こういうことができるかと思ってはいたのですが、そのあたりの経緯を教えてくださいませんか。

○宮本部長 井上さん、お願いできますか。

○井上参考人 我々の中でも、教育委員会を市町部局に取り込んだという事例は、なかなかありませんで、周りから非常にびっくりされているというのが、実際のところですよ。

各市さんも、実のところをいいますと、教育委員会の施設課というものを、市町部局で取り組みたい、自分のところに取り込みたいという考えをお持ちなのではございますけれども、今、根本先生も言われていましたように、教育委員会の抵抗が大きくて、どの市もできないのが実情になっています。

川西市が教育委員会の施設課を取り込めた理由は、公共施設総合管理計画をつくり、老朽化した公共施設を一気に更新していこうという時期に入っておりまして、それにはマンパワーが足りないということで、我々公共施設マネジメント室に、建築ないし設備等の技術職を一気に集めて、短期間で一気にやっつけようという形で、そういったことも教育委員会に説明して、プラス、従来どおりの学校施設の管理については、我々が引き続き引き受けますということを条件に、教育委員会を納得させたこととなります。ただ、教育委員会を納得させるまで、2～3年はかかっている形にはなるのですが、今、建築技術職等を一気に集めなければならないということを粘り強く説明して、組織の中に取り込んでいるという経緯になります。

○宮本部長 御説明ありがとうございます。大変先駆的な事例として、いろんな形で使われる可能性があると思います。

それ以外にいかがでしょうか。御質問、御意見等はございますか。江口先生、お願いします。

○江口専門委員 ありがとうございます。

先ほど何人かの発表者の方からも指摘があったように、持ち分の移転というところが、一番改正をしていかなければいけないところではないかと思っていまして、公的な年金とか、生命保険とか、そういう方々のお金をこれからは入れていかないと、お金が足りなくなってしまうと思っていまして、そういう方々が投資をする際には、流動性が一番のネックになっていて、これがない限りは、絶対に投資をしてくれないと思います。

今、海外の事例などを見ていると、特にカナダの年金などは、積極的にPFIとか、PPPとか、あるいは空港の権利とか、そういうものをどンドンとりにいっています。日本に対しても、興味を持っているのですけれども、流動性がないことを言っただけでも、はい、さようならということになってしまっていて、非常にもったいない機会を逃していると思いますので、今回はそのところに取り組みたいと思っております。

○宮本部会長 今のことは、コメントということで、よろしいでしょうか。

○江口専門委員 はい。

○宮本部会長 ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。赤羽先生、どうぞ。

○赤羽専門委員 所有と経営の分離とか、そういったところも大いに問題になるといいますけれども、今後、やっていかなければいけないところは、共通認識いたしております。

1点、川西市さんに御質問なのですけれども、政策投資銀行さんなどからも、地方自治体がどういうふうに案件を出していくかみたいな形で、資料で、手順書の作成、推進とか、そういうものが出てきていまして、ただ、今回、説明を大分はしょられたといえますか、時間の関係上、いろいろあったと思うのですが、これを見ていますと、川西市さんのお取り組みで、2ページ目のところを見ていると、平成25年、平成26年を中心にして、これだけの案件を並行的に取り組むというのは、数年間にわたって、大変なことであると認識をしておいて、これを一挙にやられたのは、先ほどのいろんなチームを統合されたというところはあるのですけれども、必要に迫られたというところもあるのですが、実際に庁内の体制、12ページから16ページまで、御説明があるのであるのですけれども、ここまで合理的にチームをまとめているというのは、少ないのではないかと思います。建築職が少ないとか、いろんなこともあったのでしょけれども、強力にやられているうえでの大きな力と、あとは、手順書といえますか、中での知識もしくはやり方の共有が、数年間で相当高まっているとは思いますが、このやり方を、各市さんというか、地方自治体に共有していただくと、もっと出てくるのではないかと思いますので、そのあたりの背景を御説明いただければと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

井上さん、いかがでしょうか。

○井上参考人 本市がここまでPFIを強力に推し進めた1つの理由としまして、何点かあると思うのですけれども、絶対的に言えますのは、非常に強いリーダーがいたということで

す。

中央北地区整備事業につきましては、ほかの部局がやっているの、我々の仕事ではないのですけれども、学校耐震からは、我々の部局でやっています。ここには書いていないのですけれども、基本指針の中には、基本的な考え方として、人口が減っていて、税収も減っていく。ただ、市民が求める市民サービスの部分には、対応していかないとだめだ。そこで補助金とか、国からのものも、当然当てにしたいところなのですけれども、国のほうもしんどいという状況がありまして、どうしたらいいかということを考えていたときに、効率的な事業手法を選ばないとだめだということで、そういうことをもとに考えられて、それを押し進められた人がいます。

今、うちの総合政策部の部長になっているので、皆さん、知っておられるかもしれませんが、松木という人が川西市におりまして、その人間が、当時、財政部局の理事をやっている、財政をつかんでいる。市の財政の動きもしっかりわかっていて、その中で、今後の学校耐震化というのは、文科省さんも進められているように、平成27年度までには、全部やりなさいということもあって、どうするかということで、PFIを出してこられて、それを強力に進められた。

それにあわせて、ここには書いていないのですけれども、もともとプロジェクトチームからスタートしているのですが、そこから公共施設再配置推進室という室をつくりまして、小学校、市民体育館については、PFIを進めて、低炭素型複合施設からは、今のマネジメント室に規模を大きくして、これから空調とか、市営住宅、市民病院等の建てかえ等も、するか、しないかというところにきています。

そういった意味から、1人の強いリーダーが進めてきて、なおかつ、市の中で、公共施設の再配置計画もあわせてつくって、明確に、どの段階でどの事業をするということを議会にも示して、理解を得て、ちゃんとした計画をもとに、道筋をつけてやっているということで、議会と市民の方の理解も得られて、今の事業が進められている形だと思っております。

以上です。

○宮本部会長 大変ありがとうございます。

20万人以上というのが、まず最初のターゲットでしたけれども、20万人以下でもということが、この部会でも話が出ておりまして、川西市さんは、16万人の中で、最大限に検討されているところだと思いますので、大変いいトップランナーとして、いろんな形で参考になるかと思えます。どうもありがとうございます。

植田さん、簡潔にお願いできますでしょうか。

○植田参考人 2点ありまして、1つは、国の政策で、PPP/PFIの推進があるわけですから、国も含めて、地方の公務員全体に対して、PPP/PFIを必須項目として、必ず理解していただいて、活用するだけのレベルに達するというところで、教育をしていただく。これがない限り、部分部分の議論では、これからも無理がある。国として進めようとしているのに、国

は全地方公務員に対して、PPP/PFIを教育させないのかということです。それもレベル的にしっかりとやっていただきたいと思います。

もう一点は、先ほどお話がありましたけれども、数が減っていくというのは、非常に簡単で、ほとんどのケースは、最初から事業内容のリスクの部分を見ているのです。でも、リスクの部分が何とか解決するのではないかということで、最後までついていくのですけれども、行政側としては、変えられませんといった段階で、おりていくということです。

その中で、一番大きいのは、妥協の産物みたいなものなのですけれども、PFIあるいはPPPの場合もそうですが、固定価格であって、追加的な費用は出ないという概念が、余りにも行き渡ってしまっているのです。ですから、行政側もそこは説明をしません。ある日突然、追加が出てくると、全部民に流れるということが一般的になっているので、ある意味、まともな会社さんは、PFIのマーケットに入ってこない状況ができつつあるのです。ですから、もう一度、原点に戻して、契約とは何たるものか、公共事業ですから、追記的支出は行政が負担するという、この考え方をしっかり契約の中でも明記して、議会に対して説明をする。その上で、議会の承認をもらうというプロセスが通らない限り、この問題は、極めて深刻な問題として内在していますので、幾ら増やそうと思っても、増えないということが、ここにあるかと思います。

長くなりまして、済みません。

○宮本部会長 どうもありがとうございます。

大変重要な御提言だと思っております。ある意味では、阻害というのか、難しくしている要因を特定化していただいているということでございますので、先ほどのプレゼンに含めまして、お聞きしたという形にさせていただければと思います。

ありがとうございました。

1回目、2回目と続いて、半田さんにも御出席いただいているのですけれども、この機会ですので、一言いただければと思います。よろしく申し上げます。

○半田PFI推進機構代表取締役社長 植田理事長が御指摘になりました、優先的検討規定のお話、江口先生が御指摘になりましたピアプレッシャーの話は、非常に重要な要素であると思います。

私どもは、いろんな自治体の皆様とお話をしておりまして、優先検討規定ができて、いよいよやろう、今まで逃げ回っていたけれども、もう逃げられないのでやろうという腹をくくって、進んでおられる自治体もあるのですけれども、一方で、やらない言いわけばかり、上手になるのではないかと、懸念をされておられる自治体も数多くあります。

優先的検討規定は、第一段階の義務のところ、義務ができた。検討をする義務です。ところが、検討をするか、しないか、本当にやるか、やらないかは、義務だけでは済みません。それをやっていく上でのインセンティブ、ペナルティー、この両方があって、やっとな実効性のあるものになるのではないかと思います。

インセンティブの中では、府省によっては、国庫補助金の配分をうまく使われながら、

自治体を誘導しておられるところもありますし、現場の出先、地方財務局とか、地方整備局が自治体に対して御指導をされて、PPP/PFIに向いているというところもあります。

優先検討規定の対象の自治体は、約180です。これは都道府県、23区のうちの大半ですけれども、これを含んで180です。それに、国、独法、国立大学法人等があるわけですから、これらの主体が、年に1件、PFIをやっても、200件は優に超える件数が出てこないとおかしいところです。昨今、ふえていますけれども、それでも、現状、1年間のPFIの件数というのは、50~60ぐらいということで、圧倒的に少ないところがあります。

ようやく公共施設等総合管理計画、優先的検討規定ができた、動き始めたところがありますので、これに実効性をきちんとつけていくことで、私どももいろんな自治体にお伺いをしているときに、これが、実際、どのような運用になっているのか、どういうふうにされるつもりなのか、その案件はなぜやらなかったのか、ほかの自治体ではPFIでやっているのに、そちらの自治体ではなぜやらなかったのかということも含めて、いろんな実態を把握してまいりたいと思っております。成功事例とか、そういうことも大事ではあるのですが、インセンティブとペナルティーというメカニズムがないと、物事が進んでいかないのではないかと考えております。

○宮本部会長 大変ありがとうございます。

かなり時間が押してまいりましたけれども、最初のまとめのところに関して、根本先生からもお話がございましたが、1回目、2回目のプレゼンをいただきながら、要点、どの方からどんな話があったのかということ、箇条書きにいただけますでしょうか。発表された方だけではなくて、それに対してのコメントとか、質問もあったと思っておりますけれども、それも含めてお願いします。それに対して、対応はどのような形を考えていくのかということが1つあると思っております。それも、大きなことから、小さなことまでであると思っておりますので、その中で、特に重要だと思われることを、もう一回、まとめていただいて、次回の部会での主なたたき台にさせていただければと思います。もし必要だったら、こういう項目だけでよろしいですかということ、プレゼンされた方に確認をとっていただいたほうがいいかもしれません。そういう形でもよろしいですか。皆さん、よろしいでしょうか。

もう少し時間がございますので、御発言いただければと思います。井上さん、お願いします。

○井上参考人 先ほど委員の方から、何点か御指摘もあった、PFIの実際の事例のところ、契約変更の件なのですけれども、今、びっくりしているのは、事業契約書が変更となったときに、それを全部民間さんが負担をしていると言われていたかと思うのですけれども、我々の場合ですと、事業契約書の中で、市が新たに言ったものについては、市が対価をお支払いしています。PFIの中で、事業契約を変更してしまいますと、即議会案件になってしまいますので、そこは、民間事業者さんと協議をして、逆に民間事業者さんから、提案内容をいただいた中で、この負担を今の事業契約でのむには、例えば性能発注なので、性能を落とさずに、手法を変えることができますかという、我々から相談をさせていただいて、

民間さんも損をしない、我々も損をしないという形で、進めさせていただいているということもあります。

ほかの自治体さんはわからないのですけれども、事業契約書の中で、そういう形で定めておりますので、そういったこともやっているということで、1点だけ、御報告させていただきたいと思います。

○宮本部長 大変ありがとうございます。極めて模範的な対応だと思いますので、モデルとして、参考にさせていただければと思います。

浅野さん、どうぞ。

○浅野専門委員 所有と運営、所有と利用ということでいきますと、PFIの原点、官民の連携なのですけれども、先ほど来ありますように、見えないリスクの部分は、民間が負っています。

先ほどインセンティブとありましたけれども、インセンティブらしきものがなくて、ペナルティーは契約に残ります。民間側はペナルティーの可能性があるから、ペナルティーを受けた場合に備えてSPC立上当初から引当金を積んでおくようにレンダーから求められます。その分更に金利が発生します。細かなリスクは、民間側が負っているわけで社内の起案で一苦労する部分が多いのがPFI事業です。

もう一つ、事業費の額が大きくなると、何か不測の事態が起こった場合でも代表企業に責任をとってもらう、という考えがあるように思います。

それは(官)側だけでなく、金融機関に特に強いと思います。そういった意味で与信の観点でゼネコンが代表を担っているケースが多いのが実態ではないでしょうか。今後、所有と運営を分離させて二次市場が見えてくると、開発リスクに対する金融機関の見方も変わってくるし、民間の裁量の範囲を拡大して戴ければ多くのプレーヤーが参加できることにつながっていくので本格的な検討を御願いしたいと思います。

○宮本部長 大変ありがとうございます。

きょうは、貴重な御指摘をいただきました。議論の中で出てきた話も含めて、次回、整理させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、質疑はここまでさせていただきまして、最後に、事務局から連絡事項があれば、お願いしたいと思います。

○森企画官 本日は、活発な御議論をどうもありがとうございました。

次回の計画部会なのですけれども、12月12日火曜日に開催をいたしまして、本日と前回の計画部会でのヒアリングの内容を踏まえて、先ほど根本先生と宮本部長からもありましたが、相談させていただきながら、論点整理の取りまとめを行うことを予定しておりますので、どうぞよろしく御願いいたします。

以上です。

○宮本部長 ありがとうございます。

それでは、本日は、以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。